

証券コード6715  
平成30年6月11日

株主各位

群馬県前橋市総社町一丁目3番2号

**株式会社ナカヨ**

代表取締役社長 谷本佳己

**第77回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示いただき、平成30年6月26日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号  
新大宗ビル8階 FORUM8 (フォーラムエイト)  
コンファレンスルームB  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第77期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第77期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件  
第6号議案 会計監査人選任の件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出下さい。また、議事資料として本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。その場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト ([http:// www.nyc.co.jp/](http://www.nyc.co.jp/)) に掲載させていただきます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」および「個別注記表」となります。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の景気対策等の効果もあり総じて緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、景気の先行きとしては、不安定な国際情勢などの要因により依然として不透明な状況で推移しております。

当社グループの関連するICT市場全体の需要動向は、IoTや人工知能を活用した製品・サービスなどの需要が見込まれ、緩やかに増加すると予測されております。その中において、ボタン電話装置関連への投資は、介護老人保健施設向けや外国人宿泊施設向けの各種ニーズに対応した新規需要が見込まれますが、リプレイス期間の長期化、クラウド型音声サービスへの置き換えや機器のソフト化により減少傾向にあります。

このような状況下で、当社グループは平成27年4月からスタートした「第三次中期経営計画」の最終年度を迎え、経営の重点課題として、「事業規模の拡大」と「経営体質の強化」に取り組んでまいりました。

「事業規模の拡大」につきましては、更なる成長発展を目指してインターホン事業に本格的に参入する等、新規事業に積極的に取り組んでまいりました。

インターホン事業では「集合住宅向けIPインターホン」の取り扱いを開始し、お客様のライフスタイルの変化に対応した商品ラインアップの強化を図ってまいりました。今後も「安心・安全・便利をつなげるインターホン」を目指し、お客様のニーズを取り入れた商品を提供してまいります。

また、主力製品であるIPテレフォニーシステム「NYC-Si」の利便性を更に強化し、平成30年1月より発売を開始いたしました。今回の機能強化では、社内SNSや簡易CTIを提供する「オフィスアシスト」に在席情報や通話状態を表示するプレゼンス機能を追加すると共に、同時期に販売を開始したオールインワン・インフォメーション端末「AIO-71」や防水タイプ多機能電話機「NYC-30WPAW」との連動を可能といたしました。

オールインワン・インフォメーション端末「A I O - 7 1」は、平成28年2月に発売し好評をいただいている高性能A n d r o i d搭載端末「A I O - 5 1」の新機種で、自治体向け「住民広域見守りサービス」や、ホテル・旅館の客室端末などにご利用いただけます。

引き続き、お客様のニーズに合わせたトータルソリューションサービスを提供していくと共に、市場環境の変化に柔軟に対応した新商品開発・新規事業開拓を推進してまいります。

「経営体質の強化」につきましては、生産能力の強化と効率向上のため、I o Tを活用した原価低減活動と、製造革新活動の手法を用い間接部門の業務改善によるコスト削減を図ってまいりました。引き続き更なる原価低減とコスト削減を推進してまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前年度とほぼ同様に推移し、18,865百万円（前期比0.2%増）となりました。利益面は、業務の効率向上と経費を抑制できたため、営業利益は862百万円（前期比111.1%増）、経常利益は933百万円（前期比81.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は609百万円（前期比92.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、グループの製造拠点である当社工場設備への投資が大半を占めており、設備投資等の総額は651百万円であります。内訳としては、主に製品用ソフトウェア、金型、検査装置等への投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関3行と総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループにおける対処すべき課題としては、売上高の恒常的な伸びを確保し、安定的な利益を確保できる企業体質の強化が不可欠であります。そのためには、継続的に競争力強化を図るとともに、市場での優位性と独自性を確保するために以下の点を課題として取り組んでまいります。

営業面では、工場及び開発部門を有している強みを活かし、開発を含むトータルなモノづくり事業としてODM／EMS事業の拡大を図ります。また、当社のコア技術である音声系システムのビジネスホンシステムは顧客ニーズをとらえ、機能拡充を更に図り、新たな市場、新たな顧客の開拓を積極的に展開してまいります。さらに、モノ売りからサービスやシステム売りへの転換を図る必要もあり、他社との協業も視野に入れた営業展開を図ります。

生産面では、生産性向上とトータルコストダウンにおいて着実に成果を出している「製造革新活動」の強化、継続に加え、自社開発の製造I o Tシステムを導入し、更なる生産性向上と製造品質の向上、そして製造設備の稼働率向上を目指します。また、新たに自動化と省力化の推進を図る「スマートファクトリー構想」を計画しており、その一部を具体的に展開してまいります。

開発面では、お客様ニーズにお応えするために、営業部門と連携してお客様のご要望等もお聞きし、新たな製品開発に活かす「商品企画グループ」を開発部門に新組織として立ち上げ、新製品の開発に積極的に取り組んでまいります。具体的には、従来ビジネスホン・I P系製品・無線モジュール等のシェアを拡大するために機能を追加するとともに、各種アプリケーションソフト及びI o T関連製品の開発にも注力し、工場やヘルスケア市場を対象としたソリューションに取り組みます。また、新技術の習得と人材の育成、開発技術力の強化はもとより、開発の業務分析を実施し、開発期間を短縮することで開発経費の削減に努めます。

法令遵守及びコンプライアンスの体制面では、当連結会計年度において当社連結子会社における社内規程違反による不正取引の事実が判明いたしました。当社は調査委員会を設置し、調査委員会により、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の提言が行われました。

これを受けて当社は、前年度の財務報告に係る内部統制は有効ではないとして、訂正内部統制報告書を提出し、社内規程及び法令遵守に向けた取り組みの実施と社員教育の実施、コンプライアンス体制の整備を進め、再発防止策を全社的に実施いたしました。今後も引き続き、継続的に再発防止策を実行してまいります。

当社といたしましては、本件を真摯に受け止め、全てのステークホルダーから信頼されるよう、経営の健全性と業務執行の透明性を確保し、企業の信頼性向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (平成27年3月期)	第75期 (平成28年3月期)	第76期 (平成29年3月期)	第77期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	18,872	18,790	18,836	18,865
経常利益 (百万円)	650	745	514	933
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	432	597	316	609
1株当たり当期純利益 (円)	19.64	27.13	14.39	138.48
総資産 (百万円)	22,364	21,616	21,813	23,471
純資産 (百万円)	16,553	16,353	16,686	17,813
1株当たり純資産額 (円)	751.03	742.44	758.47	4,042.51

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第75期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
3. 第77期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、平成29年10月1日付けで普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ナカヨ電子サービス株式会社	50百万円	100.0%	通信機器の販売および工事・保守
NYCソリューションズ株式会社	30百万円	100.0% (55.0%)	情報通信端末機器の販売および工事・保守

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは主として下記の製品の製造、販売を行っております。

製品区分	主要製品
ワイヤードネットワーク機器	デジタルボタン電話装置(ビジネスホン)、IP電話機、ISDN対応ターミナルアダプタ、構内交換装置、通報装置、DSU・ONU関連機器等
ワイヤレスネットワーク機器	事業所用コードレス電話機、アナログコードレス電話機、無線モジュール等
サービス & サポート	保守・工事、EMS事業、ソフト開発、プレス用金型、モールド用金型等

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

本 社	群馬県前橋市
工 場	群馬県前橋市(前橋製造部)、群馬県前橋市(群馬製造部)
支 社	大阪府大阪市
事 業 所	東京都港区、秋田県能代市
研 究 所	東京都港区

② 主要な子会社

ナカヨ電子サービス株式会社	本 社	東京都港区
	支 店	関西(大阪)
	営業所	札幌、東北(仙台)、北東北(能代)、北関東(高崎)、関東(さいたま)、横浜、静岡、中部(名古屋)、北陸(金沢)、中国(広島)、四国(松山)、福岡、熊本
NYCソリューションズ株式会社	本 社	東京都港区
	支 店	関西(大阪)
	営業所	札幌、東北(仙台)、北東北(能代)、北関東(高崎)、関東(さいたま)、横浜、静岡、中部(名古屋)、北陸(金沢)、中国(広島)、四国(松山)、福岡、熊本

(9) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
752名	9名減

(注) 上記の他、臨時雇用者が期中平均で96名おります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
594名	9名減	41.8歳	17.0年

(注) 上記の他、臨時雇用者が期中平均で93名おります。



**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

**2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）**

- (1) 発行可能株式総数 19,179,800株  
 (2) 発行済株式の総数 4,794,963株(自己株式388,438株を含む。)  
 (3) 株主総数 3,312名(前期末比228名減)  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数		持株比率
	千株		%
株式会社ミライト	302		6.9
株式会社みずほ銀行	200		4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	159		3.6
ナカヨ従業員持株会	157		3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	123		2.8
群馬土地株式会社	102		2.3
株式会社ルネサスイーストン	86		2.0
学校法人東海大学	84		1.9
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	78		1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	73		1.7

(注) 当社は、自己株式388,438株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

**(5) その他株式に関する重要な事項**

第76回定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日付けで株式併合（当社普通株式5株を1株に併合）および単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は、76,719,200株減少し、19,179,800株となり、発行済株式の総数は19,179,853株減少し、4,794,963株となっております。

**3. 新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷 本 佳 己	
取 締 役	黛 佳 和	常務執行役員業務本部長 中興香港有限公司董事長
取 締 役	加 藤 英 明	常務執行役員管理統括本部長 中興香港有限公司董事
取 締 役	北 寿 郎	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
取 締 役	森 隆	株式会社日立情報通信エンジニアリング プラットフォー ムエンジニアリング事業部副事業部長
取 締 役	江 口 武 夫	
監 査 役（常勤）	坂 口 隆 彦	
監 査 役	藤 本 謹 三	
監 査 役	田 中 信 義	

- (注) 1. 取締役 北寿郎氏、森隆氏及び江口武夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤本謹三氏及び田中信義氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役 北寿郎氏及び江口武夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 社外監査役 藤本謹三氏及び田中信義氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 平成29年6月28日開催の第76回定時株主総会において、新たに加藤英明氏が取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 平成29年6月28日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、清久春義氏は取締役に退任いたしました。
6. 取締役 森隆氏は、平成30年4月1日付けで株式会社日立情報通信エンジニアリングプラットフォームエンジニアリング事業部事業部長に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社が取締役北寿郎氏、森隆氏、江口武夫氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### ① 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を、損害賠償責任の限度額としております。

### ② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を、損害賠償責任の限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 ( 2名)	71百万円 ( 7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 ( 2名)	19百万円 ( 9百万円)

- (注) 1. 期末現在の取締役は6名、監査役は3名であります。上記の支給人員には、平成29年6月28日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。また、無報酬の社外取締役1名が存在しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成29年6月28日開催の第76回定時株主総会において年額180百万円以内(うち社外取締役10百万円以内、譲渡制限付株式40百万円以内)(ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものとする。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第67回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、6百万円が含まれておりません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役北寿郎氏は、同志社大学大学院ビジネス研究科教授を兼務しております。なお、当社と同志社大学との間に重要な取引はございません。

取締役森隆氏は、株式会社日立情報通信エンジニアリング プラットフォームエンジニアリング事業部副事業部長を兼務しております。なお、当社は株式会社日立情報通信エンジニアリングへ製品の販売を行っております。

##### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ③ 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	北 寿 郎	当事業年度に開催された取締役会20回中17回に出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	森 隆	当事業年度に開催された取締役会20回中17回に出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	江 口 武 夫	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、経験豊富な経営者の視点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 本 謹 三	当事業年度に開催された取締役会20回および監査役会14回全てに出席し、経験豊富な経営者の視点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	田 中 信 義	当事業年度に開催された取締役会20回および監査役会14回全てに出席し、経験豊富な経営者の視点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

##### ④ 当社の子会社の役員を兼任している場合の子会社からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	55百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等などが適切かどうかについて検討をした結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 子会社における不適切な取引に係る監査業務に対する報酬25百万円が含まれております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）の一部改定を決議いたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「企業行動憲章」及び「従業員行動指針」並びに「リスク・コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守するための体制を整え、教育活動等を行い、違反行為を未然に防止する。
- ②代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンスにかかる対策等を検討し、社内に浸透させ、コンプライアンスの強化を図る。
- ③取締役は、法令遵守ツールにより自らの行動を点検し、定期的に監査役に報告する。
- ④事業統制室は、内部監査の一環としてコンプライアンスの状況を定期的に監査、評価し、社長及び監査役に報告する。
- ⑤法令や定款等に違反する不正行為を発見した使用人等は、「内部通報制度規程」に基づく内部通報制度により、速やかに通報窓口に通報する。
- ⑥「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ②保管する文書等は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には速やかに提出することとする。
- ③「情報セキュリティ基本方針」を定め、関連諸規程を整備し、情報資産を適切に管理し、信頼を確保する社会的な責務を認識し情報セキュリティの維持向上を図る。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として「リスク・コンプライアンス規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、ナカヨグループ企業全体のリスクマネジメント体制を整備する。
- ② 認識された各リスクに対してリスク管理責任者を決定し、規程に従って適切なリスクマネジメント体制を整備する。  
また、リスク管理責任者は各々が担当するリスクについて、そのマネジメント体制の監督と、定期的な見直しを行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等外部の有識者からのアドバイスを受け迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制をとる。  
また、不測の事態に対する事業継続計画を立案する。
- ④ 事業統制室は、内部監査の一環としてリスクマネジメントの状況を定期的に監査、評価し、社長及び監査役に報告する。

### (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度の下で、経営と業務執行の分離、責任と権限の明確化を図り、取締役会が経営戦略の策定や業務執行状況の監督等、本来の機能に専念できる体制を整備する。  
また、取締役の人数を適正規模とすることで的確かつ迅速な意思決定を行う。
- ② 原則として毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督等を行う。さらに必要に応じて臨時に取締役会を開催する。
- ③ 取締役会は中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定し明確化する。
- ④ 取締役と執行役員で構成される常務会を毎週定例で開催し、経営戦略の立案や経営全般についての審議を通じ、執行役員業務と取締役業務の連携を図る。



**(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理を適切に行う体制を整備し、経営状況に関する報告を受けるものとする。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を専従して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議し、専従して補助する使用人を置く。

**(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項**

当該使用人は、当社の取締役からの独立性を確保する。

**(8) 監査役の前6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当該使用人は、監査役の指揮命令の下に職務を行うものとする。

**(9) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告する体制**

- ①当社の取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える事項及び法令で定める事項等については、監査役に都度、速やかに報告するものとする。
- ②監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

**(10) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

- ①子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務又は業績に影響を与える事項及び法令で定める事項等については、監査役に都度、速やかに報告するものとする。
- ②監査役は必要に応じて、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。



**(11) 前9号及び10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社は、前9号及び10号により報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

**(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、迅速に対応をする。

**(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、業務の執行状況を把握するため、社内の主要な会議に出席できる。
- ②監査役は、主要な稟議書その他の業務執行に関する記録を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ③監査役は、事業統制室との意見、情報交換を通して連携を図り、実効的な監査業務を行い、必要に応じて報告を事業統制室に求める。
- ④監査役は、会計監査人と定期的に会合の場を持ち、意見、情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。
- ⑤代表取締役は、監査役会と定期的に会合の場を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

**(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

- ①善良なる企業市民として各種法令や社会的規範及び会社規程を遵守し、道徳観をもって社会的秩序維持に努めるとともに、反社会的な勢力及び団体に対しては、社会的正義を強く認識して対応する。
- ②基本的な考え方を掲げた「企業行動憲章」及び「従業員行動指針」を社内掲示するとともに携帯カードにして全グループ社員へ配布周知し、またホームページ上への開示を通じ社内外へ宣言するとともに、外部専門機関との連携を含む社内体制を整備し、契約書、利用規約などの見直しを行い、併せて有事の場合の対応方針を整備する。

## **(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### **(1) コンプライアンスに関する事項**

リスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンス事案及び内部通報事案の報告を行い、問題点の共有と対応策の検討を行っております。また、取締役及び使用人に対して、コンプライアンス教育を実施しております。

取締役は、法令遵守ツールにより自らの行動を点検し、定期的に監査役へ報告しております。

当事業年度において当社連結子会社における不正取引の事実が判明したため、再発防止策として、関係会社管理規程等を中心とした社内規程の制定及び見直しを行いました。当社への協議、報告ルールを明確にすることで、グループ全体のコンプライアンスの実効性を確保しております。

### **(2) リスク管理に関する事項**

リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク管理責任者を定めております。リスク・コンプライアンス委員会では、各担当部門におけるリスクを明確にするとともに、認識されたリスクに対し評価、分析を行い、対策等を検討することで、リスクの低減及びその未然防止を図っております。

### **(3) 内部監査に関する事項**

内部監査を担当する事業統制室は、子会社管理等のモニタリングを通じ、グループ全体の法令、社内規程等の遵守体制及びリスクマネジメントの実施状況を監査、評価し、監査結果を社長及び監査役に報告しております。

### **(4) 取締役の職務執行に関する事項**

取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行っており、当事業年度は、20回開催しております。

## (5) 監査役の職務執行に関する事項

監査役には社内の主要な会議への出席及び必要に応じて取締役又は使用人に対して説明等を求める機会を設けております。また、監査役と会計監査人、代表取締役との会合の場を設定し、意見交換等を行うことで意思疎通を図り、監査役監査の実効性を確保しております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>15,055</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,395</b>
現金及び預金	5,336	支払手形及び買掛金	1,355
受取手形及び売掛金	7,088	電子記録債務	1,607
商品及び製品	784	未払金	494
仕掛品	505	未払法人税等	292
原材料及び貯蔵品	1,019	製品保証引当金	167
繰延税金資産	210	賞与引当金	249
その他	118	その他	228
貸倒引当金	△7	<b>固定負債</b>	<b>1,262</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,416</b>	繰延税金負債	758
<b>有形固定資産</b>	<b>2,880</b>	その他	503
建物及び構築物	1,304	<b>負債合計</b>	<b>5,658</b>
機械装置及び運搬具	324	(純資産の部)	
土地	984	<b>株主資本</b>	<b>16,452</b>
その他	266	資本金	4,909
<b>無形固定資産</b>	<b>692</b>	資本剰余金	4,522
ソフトウェア	689	利益剰余金	7,432
その他	3	自己株式	△410
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,844</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,360</b>
投資有価証券	2,796	その他有価証券評価差額金	1,275
退職給付に係る資産	1,303	退職給付に係る調整累計額	85
その他	746	<b>純資産合計</b>	<b>17,813</b>
貸倒引当金	△2	<b>負債純資産合計</b>	<b>23,471</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,471</b>		

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		18,865
売上原価		14,752
売上総利益		4,113
販売費及び一般管理費		3,250
営業利益		862
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	61	
保険配当金	9	
スクラップ売却益	7	
その他	23	102
営業外費用		
支払利息	0	
支払手数料	24	
固定資産廃棄損	2	
投資事業組合運用損	2	
その他	1	31
経常利益		933
税金等調整前当期純利益		933
法人税、住民税及び事業税	367	
法人税等調整額	△43	324
当期純利益		609
親会社株主に帰属する当期純利益		609

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,909	4,515	7,042	△416	16,050
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△219		△219
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			609		609
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		7		8	15
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	7	389	6	402
当 期 末 残 高	4,909	4,522	7,432	△410	16,452

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	736	△100	636	16,686
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△219
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				609
自 己 株 式 の 取 得				△2
自 己 株 式 の 処 分				15
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	538	185	724	724
当 期 変 動 額 合 計	538	185	724	1,127
当 期 末 残 高	1,275	85	1,360	17,813

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>12,292</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,493</b>
現金及び預金	3,611	支払手形	33
受取手形	50	買掛金	662
売掛金	6,492	電子記録債権	1,607
製品	382	リース債権	17
仕掛品	485	未払金	423
原材料及び貯蔵品	1,019	未払費用	81
前払費用	41	未払法人税等	233
繰延税金資産	165	預り金	17
その他の金融資産	50	製品保証引当金	171
貸倒引当金	△6	賞与引当金	198
<b>固定資産</b>	<b>7,756</b>	その他の金融資産	45
<b>有形固定資産</b>	<b>2,868</b>	<b>固定負債</b>	<b>695</b>
建物	1,269	繰延税金負債	689
構築物	32	その他の負債	6
機械及び装置	323	<b>負債合計</b>	<b>4,189</b>
車両運搬具	1	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	239	<b>株主資本</b>	<b>14,612</b>
土地	984	資本金	4,909
リース資産	16	資本剰余金	4,517
建設仮勘定	0	資本準備金	1,020
<b>無形固定資産</b>	<b>681</b>	その他の資本剰余金	3,496
ソフトウェア	596	利益剰余金	5,597
ソフトウェア仮勘定	84	利益準備金	305
その他の金融資産	0	その他の利益剰余金	5,291
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,206</b>	別途積立金	2,296
投資有価証券	2,731	繰越利益剰余金	2,995
関係会社株式	133	<b>自己株式</b>	<b>△410</b>
長期前払費用	7	評価・換算差額等	1,246
前払年金費用	1,099	その他の有価証券評価差額金	1,246
その他の金融資産	233	<b>純資産合計</b>	<b>15,859</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,048</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,048</b>

# 損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	13,943
売上原価	11,708
売上総利益	2,235
販売費及び一般管理費	1,805
営業利益	429
営業外収益	0
受取配当金	160
雑収入	43
営業外費用	24
支払手数料	24
固定資産廃棄損	2
投資事業組合運用損	2
雑損	0
経常利益	604
税引前当期純利益	604
法人税、住民税及び事業税	211
法人税等調整額	△57
当期純利益	450



## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	4,909	1,020	3,489	4,510	305	2,296	2,765	5,366	△416	14,369
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△219	△219		△219
当期純利益							450	450		450
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分			7	7					8	15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	7	7	—	—	230	230	6	243
当 期 末 残 高	4,909	1,020	3,496	4,517	305	2,296	2,995	5,597	△410	14,612

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	714	714	15,083
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△219
当期純利益			450
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	531	531	531
当期変動額合計	531	531	775
当 期 末 残 高	1,246	1,246	15,859

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月23日

株式会社ナカヨ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米 山 昌 良 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒 井 睦 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカヨの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカヨ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月23日

株式会社ナカヨ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 酒 井 睦 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカヨの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社ナカヨの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会における審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図るとともに、取締役会その他重要会議に出席し子会社の事業の状況及び経営管理状況を把握しました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め意見を表明しました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告において、対処すべき課題及び業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要に記載のとおり、連結子会社において不正取引が行われていたことが当事業年度に判明し、調査委員会により、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の提言が行われました。前事業年度末の発生事案であったことから会社は前年度の財務報告に係る内部統制報告は有効でないとする訂正内部統制報告書を提出するとともに、再発防止委員会において調査委員会の提言等を踏まえた具体的な再発防止策を全社的に実施しました。監査役会としては、それら諸施策の実施による改善が図られていることを確認しており、今後とも内部統制システムの強化・徹底が不断に図られるよう会社の対応について注視してまいります。その他には、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

株式会社ナカヨ 監査役会

常勤監査役	坂口隆彦	Ⓔ
監査役(社外監査役)	藤本謹三	Ⓔ
監査役(社外監査役)	田中信義	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、業績に応じた配当の実現と市場競争力の維持や収益の向上に不可欠な設備投資、研究開発等を実行するための内部資金の確保を念頭に、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案し、連結配当性向30%程度を目安に、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき60円  
総額 264,387,840円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社事業内容の多様化と今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）に定める事業を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は、変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有線および無線通信機器の製造、販売</li> <li>2. 情報通信システムの販売、<u>工事および保守</u></li> <li>3. 電気応用機器の製造、販売 （新 設）</li> <li>4. 各種金型および治工具の製造、販売</li> <li>5. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業</li> <li>6. 各種環境およびエネルギー設備関連機器、 関連商品の製造、販売</li> <li>7. 医療用機械器具の製造、販売 （新 設）</li> <li>8. <u>上記</u>に関する保守等、サービス事業</li> <li>9. 前各号に附帯関連する事業</li> </ol>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有線および無線通信機器の製造、販売</li> <li>2. 情報通信システムの販売</li> <li>3. 電気応用機器の製造、販売</li> <li>4. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></li> <li>5. 各種金型および治工具の製造、販売</li> <li>6. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業</li> <li>7. 各種環境およびエネルギー設備関連機器、 関連商品の製造、販売</li> <li>8. 医療用機械器具の製造、販売</li> <li>9. <u>土木・建築工事の設計、施工、監理 およびそれらの請負</u></li> <li>10. <u>前各号</u>に関する<u>工事</u>、保守、サービス事業</li> <li>11. 前各号に附帯関連する事業</li> </ol>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	谷 本 佳 己 (昭和27年3月25日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 昭和62年1月 日本電信電話株式会社企業通信システム事業本部製造業第二システム事業部担当部長 平成2年3月 同社企業通信システム事業本部開発部担当部長（SI技術室システム企画グループ） 平成11年1月 同社長距離国際会社移行本部ソリューション事業部第二営業部担当部長（ネットワークエンジニアリングチーム） 平成11年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社ソリューション事業部企画部バリエーション開発室長 平成16年6月 エヌ・ティ・ティ・ファネット・システムズ株式会社代表取締役社長 平成21年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成22年6月 ナカヨ電子サービス株式会社取締役	18,855株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 谷本佳己氏は、平成21年6月に当社代表取締役社長に就任し、経営全般と監督機能を担ってまいりました。今後も9年の経営経験を活かし、取締役としての職務を適切に遂行し、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">かとう ひであき 加藤英明 (昭和33年8月1日生)</p>	<p>昭和56年3月 当社入社 平成17年3月 当社総務部長 平成21年7月 当社人事法務部長 平成22年6月 当社執行役員管理統括本部長兼人事法務部長 平成22年8月 中興香港有限公司董事(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員管理統括本部長兼人事法務部長 平成29年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長(現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 中興香港有限公司董事</p> <p>【取締役候補者とした理由】 加藤英明氏は、平成29年6月に当社取締役に就任し、総務・人事・法務・財務等の管理部門の担当役員として実績を積み、当社における経営全般と、監督機能を担ってまいりました。今後も取締役としての職務を適切に遂行し、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。</p>	4,051株
3	<p style="text-align: center;">ぬくい としあき 貫井俊明 (昭和38年3月3日生)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社 平成17年6月 ナカヨ電子サービス株式会社執行役員新市場開拓部長 平成23年1月 同社執行役員東京支店長 平成28年7月 当社執行役員第一営業部長 平成29年6月 当社常務執行役員営業統括本部長兼第一営業部長兼西日本支社長(現任) 平成29年6月 ナカヨ電子サービス株式会社取締役(現任) 平成29年6月 NYCソリューションズ株式会社取締役(現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 ナカヨ電子サービス株式会社取締役 NYCソリューションズ株式会社取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 貫井俊明氏は、平成28年7月に当社執行役員に就任し、営業部門の担当執行役員として実績を積んでまいりました。今後も経験と専門性を活かし、取締役として経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。</p>	1,499株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	きた としろう 北 寿郎 (昭和27年1月1日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成9年4月 同社研究開発本部広報渉外部門長 平成11年2月 同社コミュニケーション基礎科学研究所知能情報研究部長 平成13年2月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社ソリューション事業部理事 平成16年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授(現任) 平成25年4月 同ビジネス研究科研究科長 平成26年6月 当社取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 同志社大学大学院ビジネス研究科教授	0株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 北寿郎氏は、通信業界の出身である大学教授として、当社の主要ビジネスである情報通信分野に精通し、専門的見地から当社の経営に対する的確な助言を期待するものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。	
5	えぐち たけお 江口武夫 (昭和19年7月17日生)	昭和42年4月 ソニー株式会社入社 昭和60年4月 同社情報機器事業本部映像第2事業部長 平成4年4月 同社情報機器事業本部企画部長 平成7年6月 同社取締役 平成8年4月 同社イメージ&サウンドコミュニケーションカンパニープレジデント 平成9年6月 同社執行役員常務 平成12年2月 同社e-プリントカンパニープレジデント 平成18年9月 同社退職 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 江口武夫氏は、大手電機メーカーの出身であり、なお且つネットワーク端末対応機器の製品開発に従事し、幅広い経験と知識を有していることから、当社の経営事項の決定及び業務執行に適切な助言をしていただけるものと判断したためであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	※ 竹内公敏 (昭和34年7月16日生)	昭和57年3月 日豊通信工業株式会社入社 平成16年10月 株式会社日立コミュニケーションテクノロジー企業ネットワーク事業部IPTサーバ開発プロジェクトリーダー 平成21年4月 株式会社日立製作所情報・通信グループ通信ネットワーク事業部企業ネットワーク本部IPシステム開発部長 平成26年4月 株式会社日立情報通信エンジニアリングエンジニアリング事業統括本部IPテレフォニー事業部IPTシステム本部長 平成28年8月 同社IPTソリューション事業部副事業部長 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 株式会社日立情報通信エンジニアリングIPTソリューション事業部副事業部長	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>竹内公敏氏は、同氏が当社の取引先である株式会社日立情報通信エンジニアリングIPTソリューション事業部の副事業部長であり、製品の開発から拡販まで幅広い経験と知識を有していることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。</p>			

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 取締役候補者の竹内公敏氏は、株式会社日立情報通信エンジニアリングIPTソリューション事業部副事業部長を兼務しており、当社と同社の間に営業取引があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 北寿郎氏、江口武夫氏及び竹内公敏氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は北寿郎氏及び江口武夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 取締役候補者竹内公敏氏は、現在当社の主要取引先である株式会社日立情報通信エンジニアリングIPTソリューション事業部の副事業部長であることから、特定関係事業者の業務執行者に該当いたします。
6. 北寿郎氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
7. 江口武夫氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役候補者である北寿郎氏及び江口武夫氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。北寿郎氏及び江口武夫氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続し、また、竹内公敏氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役藤本謹三氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ 土屋和雄 (昭和23年12月5日生)	昭和46年4月 株式会社NSD入社 平成3年1月 同社退職 平成3年7月 株式会社エーアイネット・テクノロジー代表取締役社長 平成24年6月 同社会長 平成25年5月 同社退職  【社外監査役候補者とした理由】 土屋和雄氏は、企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、経営全般の監視と有効な助言を期待するものであります。	0株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 土屋和雄氏と当社間に特別の利害関係はありません。
3. 土屋和雄氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出を行う予定であります。
4. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。土屋和雄氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
辻 久彦 (昭和16年5月8日生)	昭和39年4月 東京第一商事株式会社入社 昭和56年6月 丸紅エレクトロニクス株式会社退社 昭和56年7月 日本データゼネラル株式会社入社 平成7年7月 オムロンデータゼネラル株式会社退社 平成7年7月 株式会社エフタイム代表取締役社長 平成27年7月 同社代表取締役会長（現任）	0株
	<p><b>【補欠監査役候補者とした理由】</b> 辻久彦氏は、企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、経営全般の監視と有効な助言を期待するものであります。</p>	

- (注) 1. 辻久彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 辻久彦氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出を行う予定であります。
3. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。辻久彦氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

名 称	明治アーク監査法人	
事 務 所	東京都新宿区西新宿1-23-3 廣和ビル6階	
沿 革	昭和57年8月	公認会計士堀江・森田協同監査事務所と塚原・工藤公認会計士事務所が合併し、明治監査法人を設立
	平成16年3月	アーク監査法人設立
	平成28年1月	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更
	平成28年7月	聖橋監査法人が明治アーク監査法人と合併
概 要	資本金	84百万円
	構成人員	
	代表社員	9名
	社員	20名
	公認会計士	52名
	公認会計士試験合格者	14名
	関与会社	監査クライアント総数92社

(注) 監査役会が明治アーク監査法人を候補者とした理由は、監査役会が当社の会計監査人候補者の選定基準及び評価基準に従って総合的に検討した結果、新たな会計監査人候補者として適任であると判断したためであります。

以 上

